

## L G B Tなどの性的少数者にかかる取組みについて

### 1 全市的な取組みを展開する

大阪市長を本部長とする大阪市人権行政推進本部のもと、各区・各局において取組みがより一層進展するよう積極的に働きかけていく。

- ・4月10日付け、本部長（市長）名で各本部員（所属長）に要請
- ・平成29年度の各所属の取組予定、取組状況について集約し、情報を共有化するとともに、さらなる取組みの検討・実施を働きかける

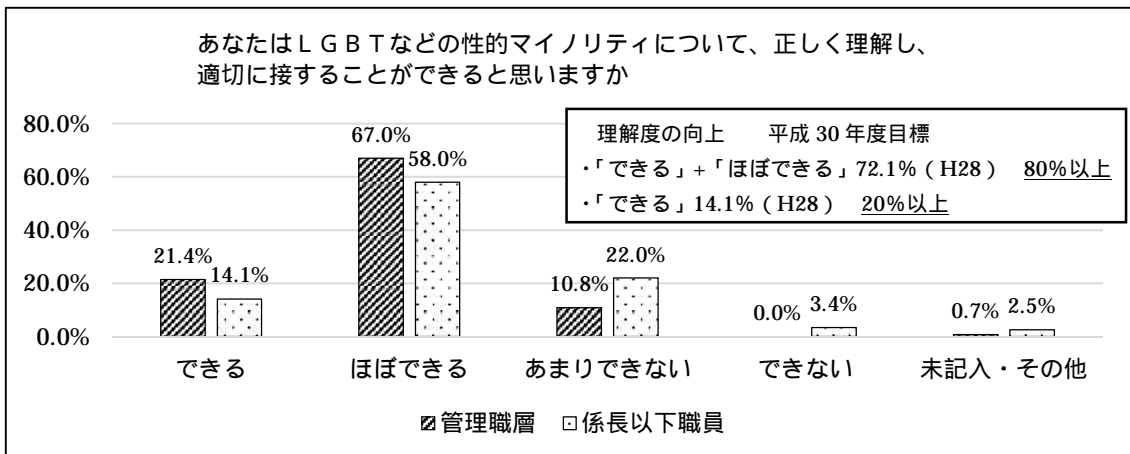
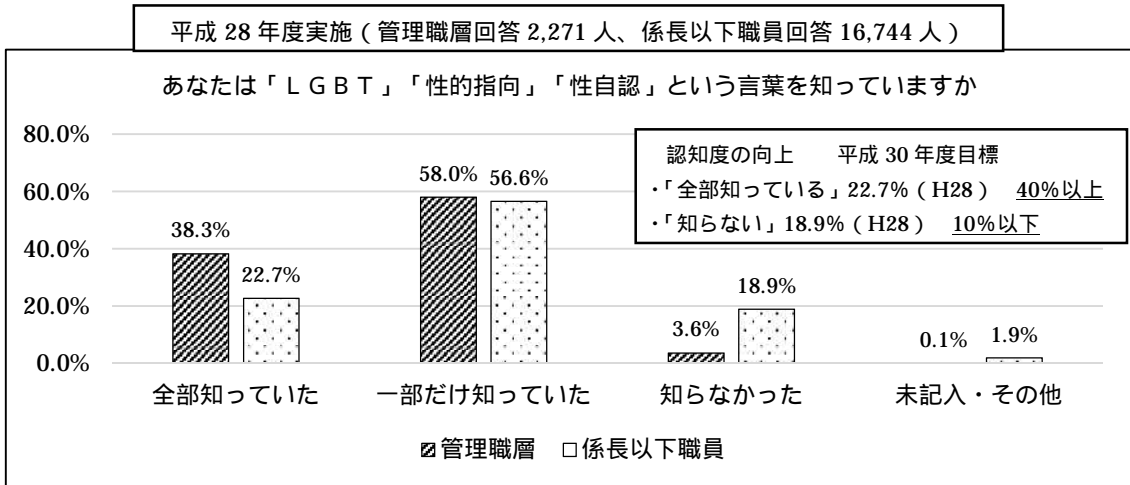
### 2 大阪市のL G B T支援に積極的に取り組んでいることを情報発信する

大阪市L G B T支援サイト「大阪市はL G B Tなどの性的少数者を支援する取組みを積極的に進めます！」を4月に開設、各所属の取組みともリンクし、積極的な情報発信を推進する。

### 3 L G B T等の理解促進に向けた取組みを進める

#### (1) 職員の理解促進に向けた研修等の実施

平成28年度の職員アンケート結果（下表）をふまえ、職員のL G B Tに対する認知度、理解度について目標値を設定し、管理職研修や所属研修を活用し、全所属で職員の理解促進を図る。



(2) 市民の理解促進に向けた広報・啓発の推進

区民まつりや人権週間、区広報紙・ホームページなどを活用した広報・啓発の取り組みを全区で展開する。【平成28年度実績：15区で実施 平成29年度：24区で実施】

市民局においては、次の取り組みを進める。

- ・人権情報誌（KOKOROねっと）大阪市LGBT支援サイトの活用
- ・市民向け啓発リーフレットの作成・配布
- ・人権啓発推進員へのLGBTに関する研修、情報提供
- ・企業への人権啓発におけるLGBTに関する研修

4 LGBT等当事者に配慮した取り組みを進める

(1) LGBT等当事者の相談・支援

- ・人権啓発・相談センター、淀川区LGBT電話相談での専門相談員による対応
- ・各区人権相談窓口での対応

(2) 行政窓口での職員の適切な対応

3月に作成した「行政窓口での対応手引き」の周知・活用を全所属に要請。

各所属が所管する公の施設の指定管理者、市民サービス関連業務の委託事業者に対しても適切な対応を図るよう要請。

(3) 申請書類等の性別記載の見直し

各所属で、性別確認が不要な書類の洗い出しと、性別記載欄の削除等の見直しが進むよう、全所属を対象に調査を実施する。

各種イベント・事業への参加申込書やアンケート調査票などは、全市共通の見直し対象として働きかける。

(4) LGBT等当事者が各施策分野で直面している課題への対応

本市の制度、サービス、施設等でLGBT等当事者が、「利用できない」、「利用しにくい」課題を洗い出し、法令等との関係性、今後の課題対応方向を検討し見直しにつなげていくため、全所属を対象に調査を実施する。

【想定している主な課題】

《同性パートナーの利用を想定して》

- ア 適用対象の世帯等の要件が配偶者、親族となっているなど、制度上、同性パートナーが配偶者や親族、世帯員として認められないため利用できないもの
- イ 制度上、性別に関係なく同性のパートナーも適用対象となるが、現時点では利用を想定していないため、実際に適用するとなると問題が生じるもの

《戸籍の性とは異なる外見の方、トランスジェンダーの利用を想定して》

- ウ 利用にあたって、男女別の確認を行っているもの
- エ 戸籍上の性別に基づく男女を別にしたサービスや設備 など

(5) LGBT等当事者の利用に配慮したトイレの案内表示

多目的トイレに「どなたでも利用できます」や「レインボー」表示を行うなど、各所属が所管する庁舎、施設等での対応を推進する。